



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- *1021 平成9年和歌山県告示第402号(和歌山県立医科大学
附属病院及び同紀北分院の医療費の算定方法等)の一
部改正 (総務学事課)
- 1022 字の区域の変更 (市町村課)
- 1023 新たに生じた土地の確認の届出 (")
- 1024 新たに生じた字の区域の届出 (")
- 1025 和歌山県きのくにe-ねっと(総合防災情報システム
対応)調査設計業務委託に係る一般競争入札に参加す
る者に必要な資格等 (情報システム課)
- 1026 特定非営利活動法人の設立認証の申請
(NPO協働推進課)
- 1027 有害図書等の指定 (青少年課)
- 1028 優良映画の推奨 (")
- 1029 換地処分の完了 (農村計画課)
- 1030 " (")
- 1031 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)
- 1032 " (")
- 1033 " (")
- 1034 " (")
- 1035 " (")
- 1036 " (")
- 1037 " (")
- 1038 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1039 新道路の供用開始等 (")
- 1040 道路の区域変更 (")
- 1041 新道路の供用開始等 (")
- 1042 平成17年度砂利採取業務主任者試験の実施
(河川課)

○ 訓令

- *30 和歌山県立医科大学に勤務する職員の勤務時間等に
関する規程の一部を改正する訓令 (総務学事課)

*31 職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令
(総合防災課)

○ 公告

- 入札公告 (情報システム課)
- ESC事業導入可能性調査業務委託に係る公募型プロ
ポーザルの実施 (環境生活総務課)

○ 正誤

平成17年4月8日付け和歌山県報第1647号和歌山県公安委
員会告示第25号中

平成17年6月7日付け和歌山県報第1663号和歌山県告示第
939号中

告 示

和歌山県告示第1021号

平成9年和歌山県告示第402号(和歌山県立医科大学附属病
院及び同紀北分院の医療費の算定方法等)の一部を次のよう
に改正し、平成17年7月1日から施行する。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

第5項第3号に次のように加える。

ウ 副甲状腺内活性型ビタミンD(アナログ)直接注入
療法 1回につき 20,700円

和歌山県告示第1022号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に
基づき、橋本市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届
出があった。

この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法(昭和24
年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分の公告の
あった日の翌日からその効力を生ずる。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 字久保利に編入する区域

大字	字	地番
恋野	権兵衛垣内	2107、2109の全部 2108、2110、道路及び水路の一部
	瀬戸谷	2210の全部 2211、2212、2213、道路及び水路の一部

2 字瀬戸谷に編入する区域

大字	字	地	番
恋野	権兵衛垣内	道路の一部	
	中切	道路及び水路の全部	

3 字権兵衛垣内に編入する区域

大字	字	地	番
恋野	久保利	2055及び道路の一部	

地番については、平成16年12月27日現在の地番である。

和歌山県告示第1023号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定に基づき、御坊市長から次のとおり新たに生じた土地の確認をした旨の届出があった。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 和歌山県御坊市名田町上野字濱1757番の地先の公有水面埋立地1,606.86平方メートル
- 和歌山県御坊市名田町楠井字濱2417番の地先の公有水面埋立地5,032.68平方メートル
- 和歌山県御坊市名田町楠井字濱2417番から同町上野字濱1757番に至る間の地先の公有水面埋立地3,470.53平方メートル

和歌山県告示第1024号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、御坊市長から次のとおり字の区域を定めたことについての届出があった。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 和歌山県御坊市名田町上野字濱1757番の地先の公有水面埋立地1,606.86平方メートルを和歌山県御坊市名田町上野字濱に編入する。
- 和歌山県御坊市名田町楠井字濱2417番の地先の公有水面埋立地5,032.68平方メートルを和歌山県御坊市名田町楠井字濱に編入する。
- 和歌山県御坊市名田町楠井字濱2417番から同町上野字濱1757番に至る間の地先の公有水面埋立地3,470.53平方メートルを和歌山県御坊市名田町楠井字濱に編入する。

和歌山県告示第1025号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項、自治法令第167条の5の2の規定に基づき、和歌山県きのくにe-ねっと(総合防災情報システム対応)調査設計業務委託に係る一般競争入札に参加する者

に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 業務内容

和歌山県きのくにe-ねっと(総合防災情報システム対応)調査設計業務委託

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア コンソーシアムでないとき

- (ア) 競争入札資格審査申請書
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (エ) 印鑑証明書
- (オ) 財務諸表(個人にあっては、青色又は白色申告書の写し並びに資産負債額調及び損益計算書)
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 納税証明書
- (ク) 誓約書
- (ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- (コ) 契約履行証明

(サ) 和歌山県が示す仕様書及び作業実施計画作成要領に準拠する作業実施計画書

(シ) 担当技術者経歴書

(ス) 技術者要員計画

イ コンソーシアムとして申請するとき

次の(イ)から(ケ)までについては、構成員毎に提出すること。

(ア) 競争入札資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 構成員が法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(エ) 印鑑証明書

(オ) 財務諸表(構成員が個人にあっては、青色又は白色申告書の写し並びに資産負債額調及び損益計算書)

<p>(カ) 使用印鑑届</p> <p>(キ) 納税証明書</p> <p>(ク) 誓約書</p> <p>(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)、委任状(コンソーシアム代表者)</p> <p>(コ) 契約履行証明</p> <p>(サ) 作業実施計画書(コンソーシアム) 和歌山県が示す仕様書及び作業実施計画作成要領に準拠すること。 コンソーシアムとして提出する。</p> <p>(シ) 担当技術者経歴書 コンソーシアムとして提出する。</p> <p>(ス) 技術者要員計画</p> <p>(セ) コンソーシアム協定書 コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出する。</p> <p>(2) (1)のア(イ)から(ク)まで及び(1)のイ(イ)から(ク)までに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加資格申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより当該書類に代えることができる。</p> <p>(3) (1)のア(ア)、(イ)、(カ)及び(ク)から(ス)までに掲げる申請書類並びにイ(ア)、(イ)、(カ)及び(ク)から(セ)までに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの申請用紙は、平成17年7月1日(金)から平成17年7月6日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く、毎日午前9時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行う。</p> <p>(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成17年7月8日(金)までの間に和歌山県企画部IT推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>3 資格審査説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階 和歌山県企画部IT推進局情報システム課会議室</p> <p>(2) 日時 平成17年7月6日(水)午後1時から</p> <p>4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所 平成17年7月13日(水)から平成17年7月19日(火)までの</p>	<p>毎日午前9時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。</p> <p>5 資格審査申請書類の配布の場所 和歌山県企画部IT推進局情報システム課 和歌山市雑賀屋町1番地和歌山県土地改良会館3階 郵便番号 640-8249 電話番号 073-432-5655 (FAX 073-428-1136)</p> <p>6 申請書類に使用する言語 申請書類に使用する言語は、日本語とする。</p> <p>7 入札参加者の資格 この一般競争入札に参加することができる者は、平成17年7月1日(金)現在において、次の要件を満たしている者(コンソーシアムを含む。)とし、複数の者が1の代表者を定めることによりコンソーシアムとして参加することができるものとする。</p> <p>(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 コンソーシアムにあっては構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。</p> <p>(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。 コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。</p> <p>(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。 コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。</p> <p>(4) 平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に同種又は同規模の情報通信分野に関する役務の提供に係る2以上の事業実績があり、かつその成果が適正及び優良である者であること。 コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者がこの要件を満たすものであること。</p> <p>(5) 総務省競争参加資格(全省庁統一規格)において、平成17年度に「役務の提供等」のAの等級に格付けされている者のうち当該役務の提供等の内容について営業品目に物品の製造・販売、情報処理、ソフトウェア開発又は保守管理のいずれかを有する者又はこれと同等の者であること。 コンソーシアムにあっては、構成員のうちの代表者が、この要件を満たすものであること。</p> <p>(6) 担当技術者のうち少なくとも2名は、次の資格又は認定等のいずれかを有するものであること。また、担当技</p>
---	---

術者のうち少なくとも1名は、次のアに該当する者であること。

コンソーシアムにあっては、当該担当技術者は、構成員(代表者を含む。)のいずれかに属するものであること。

この場合、当該資格等については、担当技術者経歴書に記載し、これを証する書類を添付すること。

ア 技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士(情報工学部門又は電気電子部門の情報通信で受験したもの)の資格を有する者

イ 経済産業大臣から次の情報処理試験合格認定を受けている者

- (ア) システム監査技術者
- (イ) 特種情報処理技術者
- (ウ) プロジェクトマネージャ
- (エ) アプリケーションエンジニア
- (オ) ネットワークスペシャリスト
- (カ) テクニカルエンジニア(ネットワーク、システム管理)

ウ 財団法人日本情報処理開発協会が行う情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS) 審査員登録において主任審査員の登録を受けている者

(7) 資格審査の結果合格であると認められる者

資格審査は、別冊「和歌山県きのくにe-ねっと(総合防災情報システム対応)調査設計業務委託に係る一般競争入札参加資格審査申請説明書」により申請され受理した申請書類に基づき、その内容を審査することにより行う。

資格審査は、「和歌山県きのくにe-ねっと(総合防災情報システム対応)調査設計業務委託に係る競争入札参加資格審査会」において行う。

申請書類のうち作業実施計画及び技術者要員計画は、仕様書及び作業実施計画作成要領に準拠し作成すること。

入札参加資格申請者が落札し本県と契約を締結した場合、本県の仕様書遵守を前提として、上記作業実施計画及び技術者要員計画の内容に拘束されるものとし、本県からの特段に指示がない限り作業実施計画及び技術者要員計画の内容を契約締結後変更できないものとする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成17年7月26日(火)までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成17年7月27日(水)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成17年7月28日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1026号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年7月28日まで縦覧に供する。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成17年5月28日

2 名称

特定非営利活動法人風音会

3 代表者の氏名

総田真大

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅806番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の人々と地域に対して、筆を通じて余暇生活とレクリエーション活動に関する事業を行い、地域に参加して、子供から大人まで楽しめる社会活動、福祉活動に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1027号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例36号)第13条の規定により、有害図書等として、次のものを平成17年6月21日指定した。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

種別	図 書 等 名	コ ー ド 番 号	発 行 所 名
月刊誌	シティヘブン関西版 7月号	14273-7	ダブリュオウコーポレーション
月刊誌	スコラ 7月号	15401-7	スコラマガジン

月刊誌	お宝ガールズ 7月号	02257-7	コアマガジン
月刊誌	月刊アサヒ芸能エンタメ 7月号	17901-07	徳間書店
月刊誌	クリームベストオブベスト VOL.4	68449-55	ワイレア出版
月刊誌	J-SPARK 7月号	86257-07	トライマックス
月刊誌	ブレイクマックス 7月号	18011-07	コアマガジン
月刊誌	GOKUH 7月号	03797-07	パウハウス
雑誌	関西マンゾクパラダイス 7月号	02203-7	シーズ情報出版
月刊誌	PINmaga 6月号	8746606	Hアッシュ

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1028号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第6条の規定により、優良映画として、次の映画を平成17年6月21日推奨した。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

1	推奨番号	平成17年-1
2	題名	ガラスのうさぎ
3	上映時間	1時間24分
4	制作・脚本 監督等	・監督 四分一節子 ・脚本 小出一巳 末永光代
5	映画の内容 (推奨理由)	太平洋戦争末期、東京下町に住む主人公(敏子)は敗戦色が濃く物質が欠乏した厳しい世の中で、家族と共に一生懸命生きていた。しかし、昭和20年3月10日の東京大空襲で、主人公は母と二人の妹を失った。焼け跡から、空襲の猛火で形が変わったガラスのうさぎを掘り出した主人公は、戦争の怖さを目の当たりにし、更に疎開の途中、米軍機の機銃掃射で父までも亡くした。たった一人になった主人公は、絶望の果てに死を見つめ深夜の海辺をさまよひ、孤独と悲しみの中で、心を奮い立たせる作品で、戦争体験が風化された今日だからこそ、戦争の悲惨さを伝え、平和の尊さを伝えてゆくものです。
6	備考	文部科学省選定 (社)日本PTA全国協議会特別推薦

和歌山県告示第1029号

平成17年4月8日付けで計画決定した県営換地計画(県営中山間地域総合整備事業恋野地区3-4・6号団地)については、換地処分が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規

定により、この旨を公告する。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1030号

平成17年4月8日付けで計画決定した県営換地計画(県営中山間地域総合整備事業恋野地区2-2、-3、-4号団地)については、換地処分が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1031号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町伏拝字日浦1469(次の図に示す部分に限る。)、1478
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日浦1478(次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面

及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1032号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町大瀬字皆根川283(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1033号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町川湯字川湯1416(次の図に示す部分に限る。)、1447、字坂垣内335、340、347、348、349の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字川湯1416・1447・字坂垣内349の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め

る標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1034号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 海草郡美里町毛原中字桶谷381、383、386、386の1、386の2、387から389まで、394、394の1から394の3まで、394の7、394の9、395、396の1、396の2、397、403、430、字越打531・755の14・755の16・755の20・755の23(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、467の1、468の1から468の4まで、472、473の2、476、477の3、480の1、480の2、480の4から480の12まで、480の14、480の15、480の18、480の21、482、483、485、486の1、487、491の1、497、498の2から498の5まで、507、521、522、523の1、524の2、525から527まで、529、530、532、533、755の4、755の7から755の9まで、755の12、755の13、755の15、755の17から755の19まで、755の28から755の34まで、755の36、756の1、756の4、756の5、756の9、756の10、字古市上ノ切754の1・754の7から754の10まで・754の22・754の25から754の27まで・754の33・754の34・754の37・754の38・754の40・754の42(以上15筆について次の図に示す部分に限る。)、754の2から754の6まで、754の11から754の14まで、754の16、754の19から754の21まで、754の23、754の30から754の32まで、754の35、754の39、754の41、754の44、754の45、毛原上字桑石219の4から219の7まで・219の19から219の22まで・219の25・219の26・219の40(以上11筆について次の図に示す部分に限る。)、205、206の1、207、212、213の1、214、215、217、219の8、219の10から219の12まで、219の16、219の18、219の27、219の28、219の35、219の36、219の38、219の41、233、234、字栗坊236、240の1、243の2、244、246、258、290、字大京地348の2、348の3、字鶴山790の1(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1035号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町平治川字釜平502から505まで・507・511・513・514(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)、31、498から501まで、506、508から510まで、512
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1036号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町大居字道林田2370、2371、2372の1、2374の1、字荷坂2447、2453、字平岩2794、2822、字廣田2843の1、2843の2、字高須田2956、2957、

2960の1から2960の5まで、2961、字船丈2963、2965の1、2966の1、2966の8、2967の1、2967の4、2967の5、2967の7、2967の8、2967の10、2967の11、2967の13、2967の16、2967の20、2968の1、2968の5、2968の8、2970の1、本宮町本宮字上稜所1262、字荒堀1267の3、字大母山1272の4、1273

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1037号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市深谷字氏神山前9、字平53の1、53の2、字黒石197、字突平253から255まで、257、260、275、276、276の1、276の2、277、字本谷387、388の1、389の1、390の1、398の1・399の1・400の1・401の1・402の1(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、403から405まで、405の1、406から410まで、411から413まで・414の1(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、414の2、415・416(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、417、418の1・418の3・419・420(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1038号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 荒見粉河線

区	間	新 旧 の 別	敷 地 の 員 幅	延	長	備	考
			メートル		メートル		
那賀郡粉河町大字粉河字東鳥居864番2地先から同町大字粉河字南宅地1763番3地先まで		旧	5.80 } 12.00		62.40		
那賀郡粉河町大字粉河字東鳥居864番2地先から同町大字粉河字南宅地1763番4地先まで		新	15.00 } 21.60		52.40		

和歌山県告示第1039号

平成17年和歌山県告示第1038号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年7月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1040号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 粉河寺線

区	間	新 旧 の 別	敷 地 の 員 幅	延	長	備	考
			メートル		メートル		
那賀郡粉河町大字粉河字南宅地1755番1地先から同町大字粉河字天福の上874番1地先まで		旧	5.00 } 12.20		109.00		
同上		新	13.50 } 28.40		109.00		

和歌山県告示第1041号

平成17年和歌山県告示第1040号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年7月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1042号

平成17年度砂利採取業務主任者試験を砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、次のとおり実施する。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 試験の日時 平成17年11月11日(金)午前10時
- 2 試験実施場所 和歌山市手平2-1-2
県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛 5階504号室
- 3 試験科目 筆記試験
(1) 砂利の採取に関する法令
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 4 受験手続
(1) 受験願書等の提出先
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課
(2) 提出書類等
ア 受験願書 1通
イ 写真 1枚
手札形とし、申請前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載

したもの

ウ 受験手数料 和歌山県証紙7,600円

(3) 受験願書等の提出期間

平成17年9月26日(月)から平成17年10月7日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、平成17年10月7日付け消印があるものまで受け付ける。

5 その他

(1) 受験願書は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び各振興局建設部において平成17年9月20日(火)から交付する。

(2) その他試験に関する問い合わせは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課又は各振興局建設部まで行うこと。

訓 令

和歌山県訓令第30号

総 務 部
和歌山県立医科大学

和歌山県立医科大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように定める。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県立医科大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県立医科大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程(平成8年和歌山県訓令第36号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中

第3直 のB	休憩時間を除き、中央手術部勤務の者にあつては午後3時45分から翌日の午前0時30分までとし、その他の者にあつては午後4時15分から翌日の午前1時までとする。
-----------	--

中央手術部勤務の者にあつては午後8時15分から午後9時までとし、その他の者にあ	中央手術部勤務の者にあつては午後6時15分から午後6時30分まで及び午前0時15分か
---	--

つては午後8時45分から午後9時30分までとする。	ら午前0時30分までとし、その他の者にあつては午後6時45分から午後7時まで及び午前0時45分から午前1時までとする。
---------------------------	---

を

第3直 のB	休憩時間を除き、中央手術部勤務の者にあつては午後3時45分から翌日の午前0時30分までとし、その他の者にあつては午後4時15分から翌日の午前1時までとする。	中央手術部勤務の者にあつては午後8時15分から午後9時までとし、その他の者にあつては午後8時45分から午後9時30分までとする。
第4	休憩時間を除き、午前8時45分から午後10時までとする。	午後0時15分から午後1時まで及び午後5時30分から午後6時までとする。
第5	午後6時から午後10時までとする。	
第6	午前8時45分から午後0時45分までとする。	

中央手術部勤務の者にあつては午後6時15分から午後6時30分まで及び午前0時15分から午前0時30分までとし、その他の者にあつては午後6時45分から午後7時まで及び午前0時45分から午前1時までとする。

午後0時から午後0時15分まで及び午後9時45分から午後10時までとする。

午後9時45分から午後10時までとする。

午後0時30分から午後0時45分までとする。

に改める。

附 則

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

平成17年7月1日

和歌山県訓令第31号

庁中一般
各地方機関

職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

和歌山県知事 木村良樹

職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令
職員の防災体制等措置要領(昭和36年和歌山県訓令第18号)の一部を次のように改正する。
第3項第2号を次のように改める。

(2) 職員の警戒及び配備体制の担当課室

体制の種類別		担当課室名(地震・津波)	担当課室名(風水害等)
警戒体制	1号	広報・総合防災・危機管理・消防保安・公営企業・農村計画・農地整備・県土整備総務・道路保全・道路建設・河川・砂防・管理整備・漁港	広報・総合防災・危機管理・消防保安・農村計画・農地整備・県土整備総務・道路保全・道路建設・河川・管理整備・漁港
	2号	上記(警戒体制1号)各課室を含め福祉保健総務	上記(警戒体制1号)各課室を含め福祉保健総務・砂防
配備体制	1号	上記(警戒体制2号)各課室を含め秘書・総務学事・管財・企画総務・環境生活総務・医務・健康対策・商工労働総務・農林水産総務	上記(警戒体制2号)各課室を含め秘書・総務学事・管財・企画総務・環境生活総務・医務・健康対策・商工労働総務・公営企業・農林水産総務・水産振興・資源管理
	2号	上記(配備1号体制)各課室を含め人事・財政・総務事務集中・市町村・情報システム・食品安全企画・子育て推進・長寿社会推進・障害福祉・国民健康保険・薬務・経営支援・果樹園芸・エコ農業推進・畜産・就農促進・新ふるさと推進・林業振興・森林整備・定住促進・水産振興・資源管理・技術調査・事業進行・道路政策・高速道路推進・生活排水・下水道・都市政策・住宅環境・公共建築・企画保全・振興・出納	上記(配備1号体制)各課室を含め人事・財政・総務事務集中・市町村・情報システム・食品安全企画・子育て推進・長寿社会推進・障害福祉・国民健康保険・薬務・経営支援・果樹園芸・エコ農業推進・畜産・就農促進・新ふるさと推進・林業振興・森林整備・定住促進・技術調査・事業進行・道路政策・高速道路推進・生活排水・下水道・都市政策・住宅環境・公共建築・企画保全・振興・出納
<p>【災害対策連絡室編成課室名】 (室長:危機管理監、副室長:危機管理局長) 秘書・広報・総務学事・人事・財政・管財・総務事務集中・総合防災・危機管理・消防保安・企画総務・福祉保健総務・環境生活総務・商工労働総務・農林水産総務・農村計画・農地整備・県土整備総務・河川・砂防・管理整備・漁港</p>			

第4項第4号中「管財課」の次に「、総務事務集中課」を加え、「福祉保健総務課」を削る。

同項第5号中「電話に関すること。」

管財課 を 「電話に関すること
物品調達に関する

と。
ること。 管財課
総務事

務集中課」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

入札公告

入札公告

和歌山県きのくにe-ねっと(総合防災情報システム対応)調査設計業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う

ので、地方自治法施行令(昭和22年政令16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度 平成17年度

(2) 業務内容

和歌山県きのくにe-ねっと(総合防災情報システム対応)調査設計業務委託

(3) 業務委託の内容

入札説明書による。

(4) 情報システム設置場所、納入場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館内

和歌山県企画部IT推進局情報システム課

(5) 納入期限

報告書及び総括表 平成17年9月21日(水)まで

設計書 平成18年3月31日(金)まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成17年度和歌山県告示第1025号に規定する和歌山県きのくにe-ねっと(総合防災情報システム対応)調査設計業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階
和歌山県企画部IT推進局情報システム課

(2) 日時

平成17年7月1日(金)から平成17年7月6日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く、毎日午前9時から午後5時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成17年7月8日(金)までの間に和歌山県企画部IT推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階
和歌山県企画部IT推進局情報システム課会議室

(2) 日時

平成17年7月6日(水)午後3時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階
和歌山県企画部IT推進局情報システム課会議室

イ 入札日時

平成17年7月29日(金)午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から受任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうちの代表者又は代表者から受任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結するときは、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの項に該当するときは、入札を無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するのとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部IT推進局情報システム課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部IT推進局情報システム課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部IT推進局情報システム課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-432-5655

(FAX 073-428-1136)

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

公 告

ESCO事業導入可能性調査業務委託について公募型プロポーザル方式による手続を行うので公告する。

平成17年7月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 事業年度

平成17年度

(2) 委託業務名

ESCO事業導入可能性調査

(3) 委託内容

ア 省エネルギービジョンの策定調査

本ビジョン策定にあたり関連計画との関係を整理して目的等を明らかにし、エネルギー消費実態を把握し、省エネルギー対策の基本方針と目標量について検討する。

イ ESCO事業導入方針策定調査

県が管理する建築物についてエネルギー需要量実態調査を行い、その結果をもとにESCO事業化及び啓発効果が高いと考えられる施設について詳細な省エネルギー診断を行い、ESCO事業導入について課題を整理し、具体化の検討を行う。ただし、平成18年度からESCO事業化を念頭においた調査業務委託であることに留意すること。

(4) 予算上限額

4,935,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(5) 履行期限

平成18年3月10日

2 担当部課

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課温暖化対策推進班

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL 073-441-2690

FAX 073-433-3590

E-mail fukuda_m0011@pref.wakayama.lg.jp

3 公募型プロポーザル方式による受託者の決定について

県が委託する事業について、受託者の参加資格要件を提示し、参加希望者に係る資格要件の書類審査を行う。その審査に合格した者から事業実施に係る提案書を徴し、提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行い受託者を決定する。

4 参加資格要件に関する事項

公募型プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者
- (3) 本業務の同種・類似業務(ESCO事業導入可能性調査、省エネルギー事業化FS調査、地域省エネルギービジョン等)において、他都道府県及び市町村で実績があること。
- (4) 関西に本社又は支社等の営業拠点があり、県の求めに応じ速やかに対応ができること。

5 参加資格の審査申請

(1) 提出書類

- ア 事業経歴
- イ 法人の登記事項証明書
- ウ 財務諸表(直近2か年分の貸借対照表、損益計算書及び余剰金処分計算書)
- エ 納税証明書(法人税及び消費税について未納がないことが確認できる発行後3か月を経過していない納税証明書)
- オ 他都道府県及び市町村との本業務の同種・類似業務に係る契約書の写し

(2) 受付期間、受付場所及び提出方法

- ア 受付期間
公告の日から平成17年7月8日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間。ただし、平成17年7月8日にあつては、午前9時から正午までの間

- イ 受付場所
2の場所とする。

- ウ 提出方法
持参すること。

(3) 審査結果

提出書類により資格要件を審査し、審査結果を平成17年7月12日までに通知する。

6 公募型プロポーザルの実施に必要な書類の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間
5の(2)のアの期間とする。
- (2) 配布場所
2の場所とする。

7 参加表明書、提案書、見積書の提出期限、提出場所及び提出方法

5の(3)により資格審査合格の通知を受けた者は、参加表明書、提案書及び見積書を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限
平成17年7月22日の正午まで
- (2) 提出場所
2の場所とする。
- (3) 提出方法
持参すること。

8 公募型プロポーザル実施に関する事項

- (1) 審査方法
見積金額が予算の範囲内の者について、提出された提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行い、別に定める選定基準により審査を実施し、最も適当と認められる者1者を決定した上で、その者と当該業務の委託契約を締結する。

(2) 審査結果に関する通知

提案書を提出し、プレゼンテーション及びヒアリングを行った者に対し、文書により審査結果を通知する。

9 その他の留意事項

- (1) 提出書類に使用する言語は、日本語とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、無効とする。
- (3) 公募型プレゼンテーションの参加に要する費用は、各自の負担とする。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかった者は、参加を辞退したものとみなす。

正 誤

正 誤

平成17年4月8日付け和歌山県報第1647号和歌山県公安委員会告示第25号中

ページ	段	行目	誤	正
10	右	上から17	平成17年4月8日から	平成17年4月9日から

正 誤

平成17年6月7日付け和歌山県報第1663号和歌山県告示第939号中

ページ	誤	正
4	有田市野宇田川480	有田市野480